

平成26年12月26日 制定  
平成30年 2月28日 改正  
令和6年 4月 1日 改正  
静岡理工科大学 学長

## 静岡理工科大学との取引における基本事項

静岡理工科大学（以下「大学」という。）が執行する経費（大学以外他機関が負担する経費を含む。）は、社会規範、法令、学校法人静岡理工科大学並びに大学が定める諸規程その他の執行ルールを遵守し、公正かつ効率的に使用することとしております。

つきましては、本学は、社会規範、法令、学校法人静岡理工科大学並びに大学が定める諸規程その他の執行ルール並びに下記の事項を遵守する企業・団体等とのみ取引させていただきます。

### 記

#### 1. 大学の調達形態について

本学における工事・購買活動においては競争による取引相手方の選定を原則とし、20万円以上の案件は見積り合わせ、5,000万円以上の案件は入札により契約相手先を選定いたします。

#### 2. 発注について

発注は、原則として大学事務局総務部総務課の事務職員が行います。

ただし、1件税込み10万円未満の契約については、研究室及び関連部署による発注を認めております。

本学からの発注は、契約書の取り交わしを原則とします。ただし、発注額（税込み）が100万円以上500万円未満の場合は、注文書及び請書の取り交わし、10万円以上100万円未満の場合は、注文書（請書は省略）のみ、10万円未満の場合は書面の授受を省略することができるとしています。

#### 3. 会計書類への日付記載について

見積書、納品書、請求書及び領収書など大学に提出する書類には、原本に必ず日付が記載されたものを提出してください。

#### 4. 納品確認並びに検収について

物品が納品された場合、必要に応じて大学事務局総務部総務課において納品確認を行います。また、納品された物品の検収（仕様・機能等の確認）は発注当事者（教員等）が行います。

## 5. 代金の支払いについて

大学からの代金の支払いは、原則として支払先の銀行口座への振込により行います。  
なお、支払いは、原則として検収完了後に行うものとして、月末締め切り翌月22日（土日、祝祭日の場合はその翌日）となります。

## 6. コンプライアンスの徹底について

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（文部科学大臣決定）が、平成26年2月18日付で改正され公表されたことに伴い、大学構成員と取引業者の関係が緊密な状況で不正取引（不正行為）が発生する恐れがあることに鑑み、大学構成員との癒着を防止するため、以下の各事項を遵守してください。

（1）次の不適切な取引を行わないこと。

- ① 預り金（本学事務局総務部総務課長が了解する前金等を除く。）
- ② 支払期日の不明確な取引
- ③ 取引事実と異なる書類の提出
- ④ 将来の売買を前提とした貸出（大学事務局総務部総務課長の了解を得たものを除く）

（2）次の取引を行う場合は、事前に大学事務局総務部総務課長の了解を得ること。

- ① 物品等の貸出
- ② 物品等の無償提供（宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものを除く）

（3）大学は不適切な取引の事実関係を調査する場合は、全面的に協力することとし、取引記録に関する帳簿等を求められた時は提供すること。

## 7. 本学との取引に関する相談窓口

本学との取引に関する相談窓口は、以下のとおりとします。

窓 口： 大学事務局総務課

所 在 地： 〒437-8555 静岡県袋井市豊沢2200番地の2

電 話： 0538-45-0112

F A X： 0538-45-0110

電子メール： keiri@sist.ac.jp

## 8. 通報・告発窓口

大学の教職員から不適切な取引を行うことを要求された場合は、次の通報窓口にご連絡してください。

### (1) 関連する規程

静岡理工科大学における公的研究費の運営・管理に関する規程

### (2) 通報・相談窓口

窓 口： 法人本部業務推進部

所 在 地： 〒420-0857 静岡県静岡市葵区御幸町20番地

電 話： 054-204-2490

F A X： 054-252-2700

### (3) 受付方法

- ① 通報・相談の手段は、電話、電子メール、ファックス、書面、面談のいずれかによるものとします。
- ② 通報・相談は、実名でのみ受け付けます。

### (4) 通報者の保護

通報者については、「静岡理工科大学における公的研究費の運営・管理に関する規程」第11条に基づき、通報者が特定されないよう必要な措置を講じるとともに、通報内容及び調査内容が関係者以外に漏洩しないよう秘密保持を徹底します。

## 9. 取引停止について

法令や学校法人静岡理工科大学並びに本学の定めた関連諸規程及び「静岡理工科大学との取引における基本事項」に違反するなど、不正が認められた場合には、本学との取引を停止する等の処分を行います。

以上